

資 料 提 供	
平成 2 8 年 2 月 3 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (岩 崎)
電 話	0857-26-7043

平成 2 8 年 2 月臨時議会付議案

議案第 1 号 平成 2 7 年度鳥取県一般会計補正予算

国の補正予算成立に伴い、地域経済の浮揚や県内産業の T P P への備え等に資するための補正予算である。

(概 要)

①歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	3 5 9 , 8 5 3 , 3 8 4 千円
	補 正 額	1 2 , 1 2 4 , 4 8 2 千円
	補 正 後 の 額	3 7 1 , 9 7 7 , 8 6 6 千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	1 2 7 , 3 2 5 千円
	国庫支出金	7 , 1 5 0 , 2 2 6 千円
	繰入金	6 5 , 4 4 9 千円
	繰越金	2 , 3 9 6 , 4 8 2 千円
	諸収入	3 9 , 0 0 0 千円
	県債	2 , 3 4 6 , 0 0 0 千円

②繰越明許費の補正

新規 9 5 件	変更	1 件
----------	----	-----

③債務負担行為の補正

追加 8 件	変更	1 件
--------	----	-----

議案第 2 号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について (立地戦略課)

企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充するものである。

(概 要)

- ①企業立地事業補助金の交付対象業種に知事が要綱で定める道路貨物運送業を加える。
- ②自動車、航空機、医療機器等の設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術を必要とする工程を受け持つ企業に交付する企業立地事業補助金について、投下固定資産額の 100 分の 10 及び初年度賃借料の 100 分の 50 の合計額 (限度額 5 億円) の加算措置を設ける。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（平成27年12月22日専決）（地域振興課）

住民基本台帳法の一部が改正され、本人確認情報を利用することができる事務が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成28年1月1日施行]

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年12月22日専決）

(環境立県推進課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人
丙 国
丁 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金192,000円を甲に、12,506円を丙に、96,100円を丁に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金50,390円を乙に支払うものとする。 (県過失8割)

事故の概要：平成27年9月1日、東部生活環境事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丁から借り受けている軽乗用自動車を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、当該小型乗用自動車に同乗していた和解の相手方乙が負傷したものである。また、双方の車両が衝突したはずみで、当該軽乗用自動車が、和解の相手方丙が設置する縁石に衝突し、同縁石を破損させたものである。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年12月22日専決）

(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年12月25日専決）

(人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年12月25日専決）

(人権教育課)

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成27年12月25日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：鳥取市 個人 利害関係人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 870,216 円について、平成 28 年 1 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年1月7日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月7日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：神戸市 個人

和解の要旨：①県は、損害賠償金 60,000 円を和解の相手方に支払う。

②和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄し、県と和解の相手方との間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

③訴訟費用は、各自の負担とする。

事故の概要：平成 25 年 1 月 2 日、八橋警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、路面の積雪によりスリップして路上に停止したところ、和解の相手方所有の普通乗用自動車を含む複数の後続車両がスリップして互いに衝突し、和解の相手方所有の車両が破損したものである。

和解の理由：本件交通事故に係る損害賠償請求事件について、このたび、神戸地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月9日専決）（空港港湾課）

和解の相手方：大阪府茨木市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 150,638 円及び人身損害に対する損害賠償金 1,179,952 円を和解の相手方に支払う。（県過失 8 割）

事故の概要：平成 27 年 4 月 29 日、和解の相手方が、自転車で境漁港臨港道路から沿道の駐車場に進入しようとした際、歩道内の側溝の蓋の隙間により転倒し、同車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(10) 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部改正について（平成28年1月9日専決）

（産業振興課）

農業協同組合法の一部改正等に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の整理を行うものである。

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月14日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 兵庫県美方郡香美町 企業

乙 岩美郡岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 12,798 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 27 年 9 月 27 日、和解の相手方乙が、和解の相手方甲所有の小型乗用自動車で一般国道 178 号から沿道の駐車場に進入しようとした際、歩道内の側溝の蓋に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月21日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 12,467 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 11 月 10 日、東部農林事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方で停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月21日専決）（文化財課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 108,543 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 11 月 26 日、むきばんだ史跡公園の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(14) 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部改正について（平成28年1月21日専決）

（住まいまちづくり課）

農地法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

(15) 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

（平成28年1月25日専決）（人事企画課、教育総務課）

地方公務員法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の整理を行うものである。
(改正する条例)

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 職員の退職手当に関する条例
- ・ 職員の旅費等に関する条例
- ・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 任期付研究員の採用等に関する条例
- ・ 任期付職員の採用等に関する条例
- ・ 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月27日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 5,508 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 2 月 9 日、鳥取警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年1月27日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 256,103 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 10 月 4 日、警察本部生活安全部地域課の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(18) 工事請負契約（（仮称）八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築））の締結についての議決の

一部変更について（平成28年1月27日専決）（警察本部会計課）

設計時の地質調査では確認されなかった不良土壌が発見され、良質土壌に入れ替えることに伴う請負代金額の増加及び土壌の入替えに期間を要することに伴う工期延長を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：現行 621,000,000 円 → 変更後 636,424,560 円（15,424,560 円の増）

・工事完成期限：現行 平成 29 年 2 月 28 日 → 変更後 平成 29 年 3 月 14 日

報告第 2 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興課）

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 28 年 1 月 1 日現在 51 人

報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 7 件